

発湯監第30号
平成31年1月28日

湯梨浜町長	宮脇 正道 様
湯梨浜町議会議長	入江 誠 様
湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治 様
湯梨浜町農業委員会会長	長谷川誠一 様

湯梨浜町代表監査委員 磯江 俊二

湯梨浜町監査委員 光井 哲治

平成30年度第2回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、平成30年度第2回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の概要

I 監査の対象

- 1) 平成30年度入札執行事業について
- 2) 収入未済金対策の取組状況について
- 3) 町設置の公の施設に係る指定管理について

II 監査の実施日、場所

平成30年12月21日（金）及び平成31年1月22日（火） 監査委員室

III 実施した監査手続き

監査の対象となった各項目について、資料審査、聞き取りを行った。

2 監査結果並びに所見

1) 平成30年度入札執行事業について

平成30年度入札執行事業（1件50万円以上）255件について、抽出による書面審査を実施したが、概ね適正に執行されていると認められた。

ただし、一部の契約において、業務仕様書に定める業務内容と実施する業務内容に差異が認められる、随意契約とする理由が十分に検討されていない等の事案が認められた。これらについては、担当課に今後留意されたい旨、口頭注意を行った。

2) 収入未済金対策の取組状況について

懸案となっている滞納困難事案については、平成30年9月議会における監査意見書に沿った、具体的な解消検討（先ず、①権利放棄、②分割納付等の納入促進指導、③訴えの提起の区分け検証の作業実施）が進められていることが認められた。

これらの検討を経て、滞納整理本部としての今後の大方針を決定していくことが、担当職員の業務軽減に直結し、かつまたこれらの事案の積み重ねが今後事例の指標となり、ひいては湯梨浜方式の基準作成につながっていく重要な作業である。引き続き、具体的対応を見据えた取組みを推進されたい。

3) 町設置の公の施設に係る指定管理について

- ・ 公の施設に係る指定管理制度は、民間経営手法の導入による①管理経費の効率化と②利用率の向上を目指して平成13年に創設された比較的新しい制度である。

当町でも多くの施設にこの制度が導入されているが、その効果について検証した。

- ・ 今回の監査では、抽出により4施設について書面審査を実施したところ、次のような疑問点が認められたところである。
 - ・ 経費の効率化のみが重視され、利用向上の面が稀薄。
 - ・ 指定管理料の積算には、当該施設の最低管理経費のみが計上され、利用向上活動に要する活動的経費は皆無。
 - ・ 利用向上活動の判断基準となる毎年度の事業報告書及び事業計画書に活動内容が記載されていない、並びに活動内容に対する町（設置者）の評価点検の形跡がない。 など

公の施設は、町民の福祉向上のために多額の公金を投入して設置されたものであり、その運営に当たっては、先ず①多数の利用を目指すことが主、そしてその上で②経費の効率化を図るのが筋である。と考えるところである。

- この公の施設に係る指定管理の現状と課題については、当監査委員も検証を開始した段階であり、今回は疑問点の提示に止まるが、県施設においても同様に検証の必要性を認識されているようであり、これらの取組みを踏まえながら、今度とも継続して検証していくことが重要と思うところである。